

国際航空貨物燃油サーチャージ支援事業利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県（以下「県」という。）が実施する国際航空貨物燃油サーチャージ支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第20条の規定に基づき、国際航空貨物燃油サーチャージ支援事業（以下「本事業」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 輸出事業者等

生産者、製造業者、商社等卸業者、流通業者及び貨物利用運送事業者

(2) 航空運送事業者

交付要綱第4条に規定する補助対象事業者

(3) 対象貨物

農作物、畜産物、水産物、加工食品、化粧品、工芸品、航空機部品、精密機械等及びそれらに付随する販促品（販促品単独の貨物は対象外）で那覇空港から対象仕向地まで航空輸送する貨物とする。

(4) 対象仕向地

交付要綱別表1に規定する国、地域とする。

(事業内容)

第3条 本事業は、航空運送事業者が、輸出事業者等に販売するコンテナ又は貨物スペースに係る費用のうち、燃油サーチャージ料金に対して補助を実施することにより、輸出事業者等が負担する航空運賃の一部を支援する。

(実施期間)

第4条 実施期間は、航空運送事業者が交付の決定を受けた日から令和9年2月28日までとする。

(利用資格及び利用条件)

第5条 本事業の利用条件は次のとおりとする。

(1) 利用資格

ア 沖縄県内に本店又は支店を有する輸出事業者等であること。

なお、沖縄県から本事業の利用承認を受けた貨物利用運送事業者を通して本事業を利用する場合、当該条件及び第6条に基づく県への利用申込みは不要とする。

イ 本事業が終了した場合も、継続して那覇空港を利用した輸出事業を計画する者

ウ 対象貨物の輸送に係る諸経費を県又は航空運送事業者に開示することが可能である者

(2) 利用条件

利用可能貨物重量は、輸送1件（1 Air Waybill）単位の重量（キログラム）とする。

(利用申込方法)

第6条 本事業を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）次の各号に掲げる書類を県に提出し、その利用承認を受けなければならない。

(1) 国際航空貨物燃油サーチャージ支援事業利用申込書（第1号様式）

(2) 誓約書（第2号様式）

- (3) 履歴事項全部証明書
 - (4) 県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税の直近1年分の未納がないことを証明するもの）
 - (5) 国税納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税又は申告所得税の直近1年分の未納がないことを証明するもの）
 - (6) その他参考となる資料
- 2 前項により提出する公的機関発行の書類は、申込日から3月以内に発行されたものであること。
なお、これらの証明書類は、原本証明を付して写しを提出することができることとする。
- 3 第1項第3号から第5号に定める書類は、知事が他に実施する航空コンテナスペース利用促進事業補助金の県から利用承認を受けた者は省略することができる。

（利用方法）

第7条 県から利用承認を受けた者（以下「本事業利用者」という。）は、本事業の利用に当たって、対象貨物の輸送に係る費用とその支払方法及び貨物搬入の時期や場所、方法等について、航空運送事業者と事前に調整のうえ利用すること。

（貨物利用運送事業者の事務処理等）

第8条 貨物利用運送事業者が本事業を利用する場合は、次に掲げる事務を行うこととする。

- (1) 貨物利用運送事業者は、交付要綱別表1に規定する県内に事業所を有する事業者が輸出するものであることを、当該貨物に係る航空運送状（AWB）の荷送人（Shipper）欄に記載された住所が県内であることをもって確認すること。
- (2) 貨物利用運送事業者は、本事業利用者から集約した対象貨物に係る燃油サーチャージ料金について、当該貨物を輸送させる航空運送事業者に当該航空運賃に係る県補助予定額を事前に調整及び確認したうえで、当該県補助予定額を差し引いた燃油サーチャージ料金を本事業利用者に請求すること。
- (3) 貨物利用運送事業者は、対象貨物のうち、那覇空港から国外空港へ輸送する貨物及び那覇空港から国内空港を経由して国外空港へ輸送する貨物を区分したうえで、その県産品及び県外産品の重量を適正に管理し、県又は航空運送事業者からの求めに応じて報告すること。

（留意事項）

第9条 本事業利用者は、本事業の利用に当たって次に掲げる事項に留意して利用すること。

- (1) 本事業の対象となる貨物輸送方法は常温コンテナ及び常温の貨物スペースによる輸送であるため、保冷コンテナの利用等に当たっては、航空運送事業者と事前に調整すること。
- (2) 本事業利用者は、次のいずれかに該当する場合は、県により、本事業の利用停止又は利用承認が取り消される場合があることに留意すること
 - ア 県に提出する利用申込書及び誓約書等並びに航空運送事業者へ提出する対象貨物の輸送に係る関係書類に故意又は重大な過失による虚偽の記載が判明した場合
 - イ 航空運送事業者から請求される航空運賃の一部及び燃油サーチャージ等の対象貨物の輸送に係る諸費用の支払が滞っていることが判明した場合
 - ウ その他本事業の適正かつ円滑な運営に支障があると判断する場合

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月31日から施行する。